

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十五年一月一日から三月三十一日までとする。

平成二十五年九月十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 池田 憲人

- 1 支援決定を行った件数
六十三件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 静岡県の食品卸売販売業者（商品の出荷自粛・自主回収要請により売上激減）
二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場・設備が全壊、原材料も流出）
三 岩手県沿岸部の食品等販売業者（津波により店舗が全壊、商品在庫も全て流出）
四 宮城県沿岸部の魚介類販売業者（震災により店舗が全壊）
五 岩手県宮古市の水産加工業者（津波により施設・設備が全壊し、在庫も流出）
六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場・事務所が全壊）
七 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所・倉庫・車両が全て流出）
八 宮城県沿岸部の卸売業者（津波により本社建物が浸水し、在庫及び設備が流出）
九 宮城県沿岸部の造船修理業者（津波により本社工場及び設備類が全壊）
十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場及び設備が全壊し、在庫も流出）
十一 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場、事務所、設備が流出）

- 十二 岩手県沿岸北部の椎茸栽培業者（震災による販売先の喪失や風評被害により売上減少）
- 十三 岩手県沿岸北部の水産加工業者（津波により店舗・在庫が全壊流出）
- 十四 青森県沿岸部の水産加工業者（震災により設備が損壊し、在庫も破棄）
- 十五 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所・工場・設備が全て流出）
- 十六 福島県浜通りの小売業者（原発事故により主要な顧客層が流出したことで、売り上げが大幅に減少）
- 十七 茨城県の酒類製造業者（震災により工場及び設備が損壊）
- 十八 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗・自宅及び設備が浸水流出）
- 十九 宮城県沿岸部の自動車車体製造・修理業者（津波により本社工場が浸水、設備が全損し、整備中の車体も流出）
- 二十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社並びに工場建物、機械設備、原材料などが全壊流出）
- 二十一 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗・在庫が全壊流出）
- 二十二 岩手県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場及び設備が全壊流出）
- 二十三 岩手県沿岸部の卸売業者（津波により本社工場が全壊流出し、支店も浸水）
- 二十四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社・店舗・工場施設及び在庫が全壊流出）
- 二十五 宮城県沿岸部の造船修理業者（津波により本社工場・倉庫・設備・在庫が全壊流出）
- 二十六 岩手県沿岸部の運送業者（津波により、本社事務所、設備が全壊流出し、保有車両も流出）
- 二十七 宮城県沿岸部の水産加工物販売業者（津波により本社が全壊し、車両も流出）
- 二十八 宮城県沿岸部の生花販売業者（津波により店舗、在庫、車両設備等が流出）
- 二十九 岩手県沿岸部の船舶修理請負業者（津波により工場・倉庫が全壊）
- 三十 宮城県沿岸部の氷販売業者（津波により保有車両が流出。仕入先が被災したことによる間接被害）
- 三十一 岩手県沿岸部の生花販売業者（津波により店舗が浸水、販路縮小による売上減少）
- 三十二 青森県沿岸部の船舶修理業者（津波により設備等が流出。得意先の船が流され売上減少）
- 三十三 宮城県沿岸部の活魚販売業者（津波により施設が流出し、設備も故障）
- 三十四 宮城県沿岸部の水産物加工業者（津波により工場及び施設が全壊し、事業用資産の大半が流出）
- 三十五 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が損壊）
- 三十六 岩手県沿岸部の酒類・食品等販売業者（震災により自社倉庫が全壊、津波により設備等が流出）
- 三十七 岩手県沿岸部の製造業者（津波により社屋が倒壊し、設備、原材料、仕掛品が流出）
- 三十八 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場、店舗が浸水し、設備も流出）

- 三十九 宮城県仙台市の運送業者（津波により事務所、車両が流出）
- 四十 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により賃貸用物件が全て流出）
- 四十一 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により賃貸用物件が全て流出）
- 四十二 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により賃貸用物件が全て流出）
- 四十三 岩手県沿岸部の自動車整備・販売業者（津波により工場が流出）
- 四十四 岩手県沿岸部の金属機械整備工事業者（津波により工場が損壊し、機械等の設備が流出）
- 四十五 岩手県沿岸部の食品製造業者（津波により本社工場が全壊流出）
- 四十六 岩手県沿岸部の機器部品組立業者（津波により取引先が全壊したことから売上が大幅に減少）
- 四十七 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊流出）
- 四十八 岩手県沿岸部の製造業者（取引先被災により売上急減）
- 四十九 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が流出）
- 五十 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗兼自宅が全壊流出）
- 五十一 宮城県沿岸部の建築業者（津波により本社、工場、機械設備が全壊し、資産の大半が流出）
- 五十二 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場、在庫が流出）
- 五十三 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗・工場が全壊し、在庫も全て流出）
- 五十四 青森県沿岸部の船舶修理業者（津波により設備が流出し、取引先被災による売上減少）
- 五十五 宮城県仙台市の製造業者（津波により工場が全壊し、設備も流出）
- 五十六 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊し、機械等設備も滅失）
- 五十七 青森県八戸市の小売業者（津波により店舗が浸水し、在庫及び設備が全て流出）

買取りに係る債権の元本総額

五十一億千二百八十三万九千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）

出資決定を行った対象事業者の概要

岩手県北部沿岸の卸売事業者（津波により事務所・倉庫・商品が流出）

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該

処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除を行った件数

十六件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

八十四億七千八百二十万六千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

五十一億七千八百六十六万七千円

- 7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし